

福山市民病院放射線被ばく線量測定業務委託仕様書

1 委託業務名

福山市民病院放射線被ばく線量測定業務

2 目的

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 20 条、医療法施行規則第 30 条の 18 第 2 項及び電離放射線障害防止規則第 8 条の規定に基づき、放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者が受ける外部被ばくによる線量を測定し、測定結果を報告するものとする。

3 業務場所

福山市民病院（福山市蔵王町五丁目 23 番 1 号）ほか

4 履行期間

2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から 2029 年（令和 11 年）3 月 31 日まで

5 業務内容

（1）放射線測定器の受渡し

- ア 受注者は、放射線測定器を着用開始日までに指定の場所に送付する。
- イ 発注者は、放射線測定器を毎月 1 日から月末までの 1 か月間使用した後、速やかに使用済み放射線測定器を受注者へ返送する。

（2）測定・報告

- ア 受注者は、放射線測定器が到着次第、測定を行い、使用者ごとの報告書を作成し発注者へ送付する。
- イ 受注者は、四半期ごとに測定データを一覧表にして発注者に報告する。
- ウ 測定した結果、電離放射線障害防止規則に定める基準以上の被ばくがあった場合、受注者は速やかに発注者に報告する。

6 放射線測定器の仕様

- （1）頑丈で、落下等による破損の可能性がほとんどないこと。
- （2）着用部位が容易に解るよう色やアイコン等で判別ができること。
- （3）ラベルは着用月が分かるよう、月ごとに判別しやすくなっていること。
- （4）測定器を留めるクリップは軽量で、装着が容易であること。
- （5）汚損・破損の際も、容易に使用者の判別ができること。
- （6）放射線測定器の仕様は以下の機能を有すること。

- ①頭頸部・体幹部用 測定線種：X・γ・β 線
- ②中性子線体幹部用 測定線種：X・γ・β 線・熱中性子線・高速中性子線
- ③眼部用 測定線種：X・γ・β 線
- ④環境測定用 測定線種：X・γ・β 線・熱中性子線・高速中性子線

7 使用期間等

- ①頭頸部・体幹部用 単位使用期間 1 ヶ月、年間使用回数 12 回（1 人 2 個）
- ②中性子線体幹部用 単位使用期間 1 ヶ月、年間使用回数 12 回
- ③眼部用 単位使用期間 1 ヶ月、年間使用回数 12 回
- ④環境測定用 単位使用期間 6 ヶ月、年間使用回数 2 回

8 予定数量

	装着部位	測定線種	予定数量（3年）
個人被ばく線量用	頭頸部・体幹部用	X・γ・β線	21,960 件
	中性子線体幹部用	X・γ・β線 熱・高速中性子線	480 件
	眼部用	X・γ・β線	432 件
環境測定用		X・γ・β線 熱・高速中性子線	24 件

※「予定数量」は発注件数を確定するものではない。

9 業務委託料の支払及び請求

- (1) 業務委託料の支払いは、原則、3か月ごとの区分により、発注者が指定する「業務委託完了通知書」が提出され、検査に合格した後に支払うものとする。
- (2) 受注者は、上記の検査に合格したときは、発注者が指定する様式による請求書を速やかに発注者へ提出するものとする。
- (3) 業務委託料の支払額は、装着部位ごとの単価に、使用人数を乗じて得た額を業務委託料とする。

10 品質保証

公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）による ISO/IEC17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認証を得ていること。

11 その他

- (1) 受注者は、本契約締結後、発注者が指定する「業務責任者報告書」及び「業務実施計画書」を発注者へ提出するものとする。
- (2) 発注者は、業務執行の担当者である監督員を定め、受注者に「権限委任（職務分担）通知書」を速やかに通知するものとする。なお、変更等があった場合も同様とする。
- (3) 放射線測定器及び報告書にかかる送料等の費用は受注者の負担とする。
- (4) 契約期間開始日から円滑に業務を遂行できるように発注者と打ち合せを行い、発注者の保有する前年度までの被ばく線量データを一括で取込み、累積線量を管理できるようにすること。
- (5) 業務に係る疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。